

## 楽陽荘指定通所介護 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(香川県指定 第3770500217号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	5
7. 個人情報の使用について	6
8. 身体拘束禁止について	6
9. 事故発生時の対応について	6
10. 非常災害について	7
11. 緊急時における対応について	7
12. 感染症について	7
13. 虐待防止について	7
14. ハラスメント防止対策について	7

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 みとし会  
(2) 法人所在地 香川県観音寺市柞田町甲1936番地  
(3) 代表者氏名 理事長 大西 千津子  
(4) 電話番号 0875-25-8720  
(5) 設立年月日 昭和56年10月19日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所 ・ 平成12年2月29日指定  
香川県3770500217号  
※当事業所は特別養護老人ホーム楽陽荘に併設されています。
- (2) 事業所の目的 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- (3) 事業所の名称 楽陽荘デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 香川県観音寺市柞田町甲1936番地
- (5) 電話番号 0875-25-8720
- (6) 事業所長（管理者）氏名 大西 千津子
- (7) 当事業所の運営方針
- ①利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
  - ②利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
  - ③適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
  - ④常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
  - ⑤居宅サービスが作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護を提供する。
- (8) 開設年月日 平成12年4月1日
- (9) 利用定員 24人

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 観音寺市内
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土 （但し、12月31日～1月3日を除く）
営業時間	月～土 8時15分 ～ 17時15分
サービス提供時間	月～土 9時15分 ～ 16時15分

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して、指定通所介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 生活相談員	1名	1名
3. 看護職員	1名以上	1名
4. 介護職員	3名以上	3名

〈主な職員の勤務体制〉

職 種	勤 務 時 間
1. 生活相談員	勤務時間： 8：15～17：15
2. 看護職員	勤務時間： 8：15～17：15 （但し、9:30～11:30は機能訓練指導員として勤務） ☆原則として1名の看護職員が勤務します。
3. 介護職員	勤務時間： 8：15～17：15

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割～7割）が介護保険から給付されます。

※「介護保険負担割合証」に利用者負担の割合（1割または2割・3割）が記載されています。

##### 〈サービスの概要〉

##### ①食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

##### ②排泄

- ・ご契約者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行ないます。

##### ③送迎

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行ないます。  
※家族の方が送迎された場合は、片道47円減算となります。

## ☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の1～2割を追加料金としてご負担いただきます。

### ①入浴

- ・ご契約者の希望により、入浴又は清拭を行いません。
- ・寝たきり等で座位がとれない方でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

☆入浴の最終終了時間は、11時20分までとします。

## <基本サービス利用料金>

サービスについて、その内容と平常の時間帯での料金は「別紙1」の通りです。

- ・ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記(2)②参照)
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## (2) 介護保険の給付の対象とならないサービス (契約書第5条参照)

**以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。**

### <サービスの概要と利用料金>

#### ①介護保険給付の支給限度額を超えるサービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

#### ②食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理費等にかかる費用です。

料金：1回あたり 660円

#### ③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき：10円

#### ④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、ご契約者に負担していただくことがあります。

介護用品 (リハビリパンツ・尿取りパッド・テープ止め紙おむつ)：実費

#### ⑤通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

○通常の事業実施地域を越えた地点から片道5km未満 500円

○通常の事業実施地域を越えた地点から片道5km以上 1,000円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月毎に計算してご請求します。

翌月25日にご指定の金融機関口座から引き落としさせていただきます。

※指定口座からの引き落としをご希望される場合、別途手続きが必要となります。また、口座引き落としの場合は、手数料が発生します。あらかじめご了承ください。

※現金での支払いも可能です。希望される方は、職員にご相談ください。

### (4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止、変更又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の当日に申し出がなかった場合	当日の食事にかかわる費用 (食事代金660円を負担)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 6. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

①苦情受付担当者 松本 三和子（生活相談員）

②苦情受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～16：00

③第三者委員

高橋 紀一（元民生委員）

観音寺市木之郷町1149番地 電話番号 0875-27-6505

高木 克志（社会福祉法人みとし会役員）

観音寺市柞田町丙1288番地1 電話番号 0875-23-0774

❖提言箱を1階エレベーター前に設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

観音寺市市役所 介護保険担当課	所在地	観音寺市坂本町一丁目1番1号
	電話番号	0875-23-3968
	受付時間	8：30～17：15（月～金）
国民健康保険団体連合 会	所在地	高松市福岡町2丁目3番2号
	電話番号	087-822-7431
	FAX	087-822-6023
	受付時間	9：00～16：00（月～金）
香川県社会福祉協議会	所在地	高松市番町1丁目10番35号
	電話番号	087-861-0545
	FAX	087-861-2664
	受付時間	9：00～16：00（月～金）

### (3) 苦情解決の手順

- ① 苦情受付制度の利用者や家族への周知
  - ・施設内へ掲示、パンフレットの配布等で周知
  - ・契約時に説明
- ② 苦情の受付（苦情受付担当者及び第三者委員）
  - ・苦情内容、利用者の希望等の確認及び記録
- ③ 苦情受付の内容を苦情解決責任者（管理者）及び必要に応じて第三者委員へ報告
- ④ 苦情解決に向けての話し合い
  - ・苦情解決検討委員会にて解決方法を検討
  - ・苦情の結果や改善事項等の記録や確認
- ⑤ 苦情解決結果の公表
  - ・事業報告書、広報誌等にて公表

## 7. 個人情報について

ご契約者及び、家族の個人情報の利用については、下記の利用目的の範囲内で、使用、提供させていただきます。

### (1) 利用目的

- ①介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- ②ご契約者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- ③医療機関、介護サービス事業所、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等の連絡調整のため
- ④ご契約者が、医療サービスの利用を希望している場合、及び主治医等の意見を求める必要がある場合
- ⑤行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- ⑥その他サービス提供で必要な場合

### (2) 使用条件

- ①個人情報の提供は必要最小限とし、サービスに関わる目的以外は使用しません。又、ご契約者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了においても、第三者に漏らしません。
- ②個人情報を使用した会議の内容や相手方等について経過を記録し、請求があれば開示いたします。

### (3) 利用期間

介護サービス提供に必要な期間、及び、契約期間に準じます。

## 8. 身体拘束禁止について

原則としてご契約者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

## 9. 事故発生時の対応について

- ①当事業所は、事故防止に努めます。
- ②当事業所は、ご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、その原因を分析し、速やかに市町村・利用者の家族・居宅介護支援事業所等に連絡を行なうとともに必要な措置を行ないます。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

- ③当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償責任を行いません。
- ④当事業所は、前項の賠償責任のために損害賠償責任保険に加入しています。

## 10. 非常災害について

当事業所では、非常災害とその他緊急の事態に備え、必要な整備を整えとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上ご契約者及び職員による防火及び避難訓練を行います。

## 11. 緊急時における対応について

ご契約者の病状に急変が生じた場合は、速やかに利用者の主治医等に連絡をとり、指示を得て対処します。

## 12. 感染症について

感染症及び食中毒の予防・蔓延防止のための対策を検討する感染症対策委員会を設置しています。感染症が流行する時期などは必要に応じて研修を行なっています。

※感染症予防の為、手洗い・消毒・換気・3密予防・マスク着用を徹底しています。

## 13. 虐待防止について

ご契約者の人権の擁護・虐待防止のため、次の措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を設置します。
- ②虐待を防止するための職員に対する研修を実施します。
- ③虐待の防止に関する措置を適切に実施するための責任者を選定します。

## 14. ハラスメント防止対策について

- ①職員におけるハラスメントを防止し、働きやすい環境を実現していきます。
- ②職員におけるハラスメント行為が起きないように、職員の指導・啓発に努めます。
- ③契約者及び家族等が職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。
- ④ハラスメントが発生した場合は、速やかに再発防止に取り組みます。
- ⑤相談窓口は、事業所内に設けています。
- ⑥ハラスメントの相談は、外部の相談窓口に相談することができます。

❖ 観音寺総合労働相談コーナー（観音寺労働基準監督署内）

観音寺市観音寺甲3167番地1 電話 0875-25-2138

❖ みんなの人権110番（高松法務局観音寺局）

観音寺市坂本町5-19-11 電話 0875-25-4528

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。  
楽陽荘デイサービスセンター

説明者職名 生活相談員 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 観音寺市 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

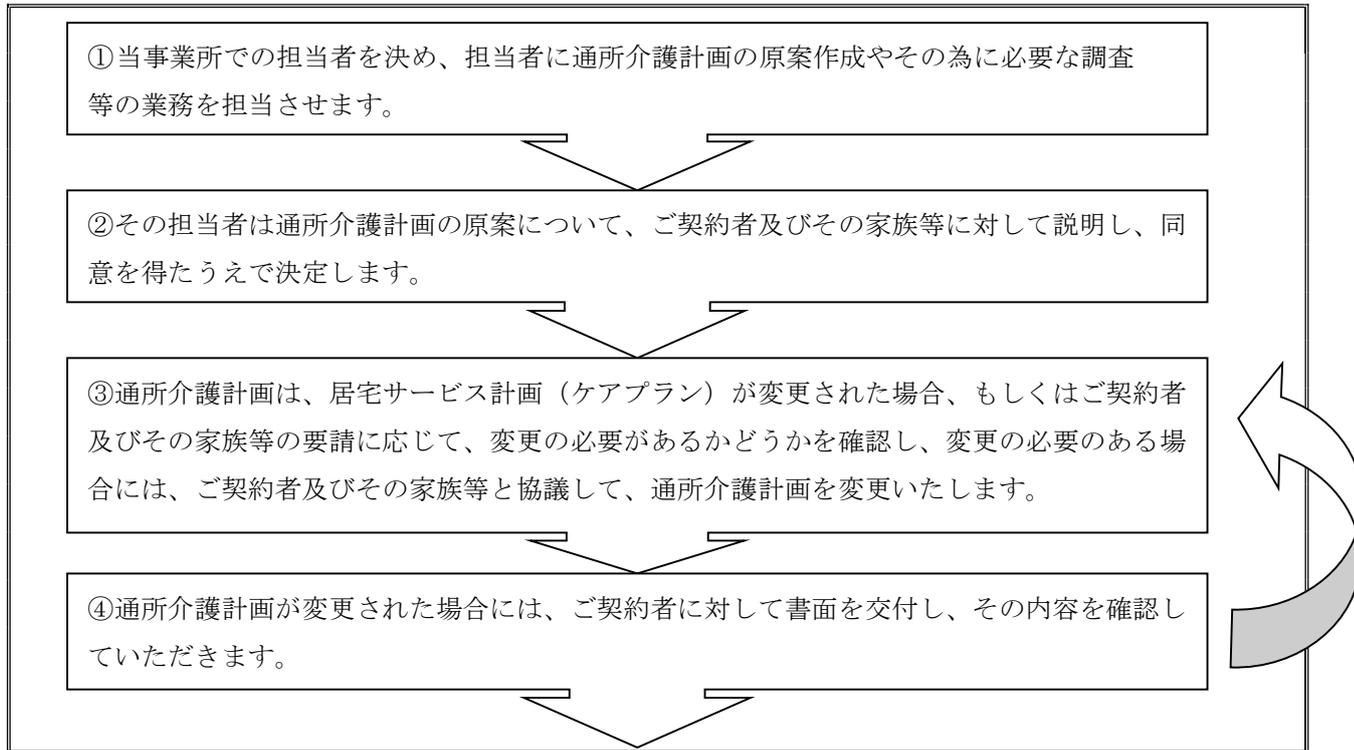
## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階の1階部分
- (2) 食堂及び機能回復訓練室床面積 72.02㎡

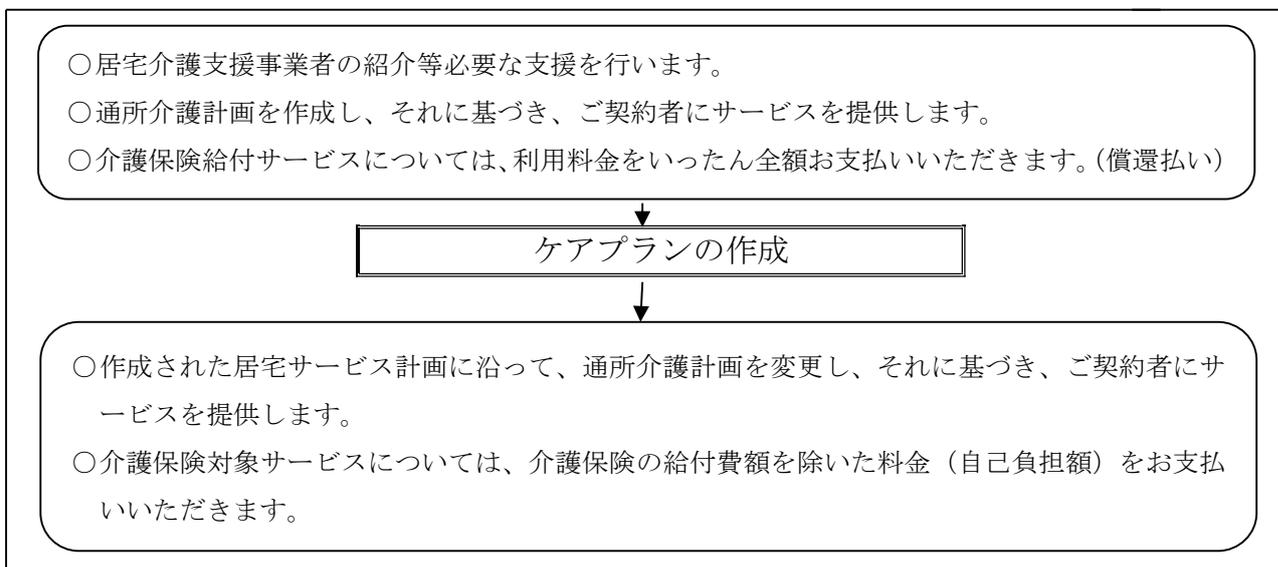
### 2. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

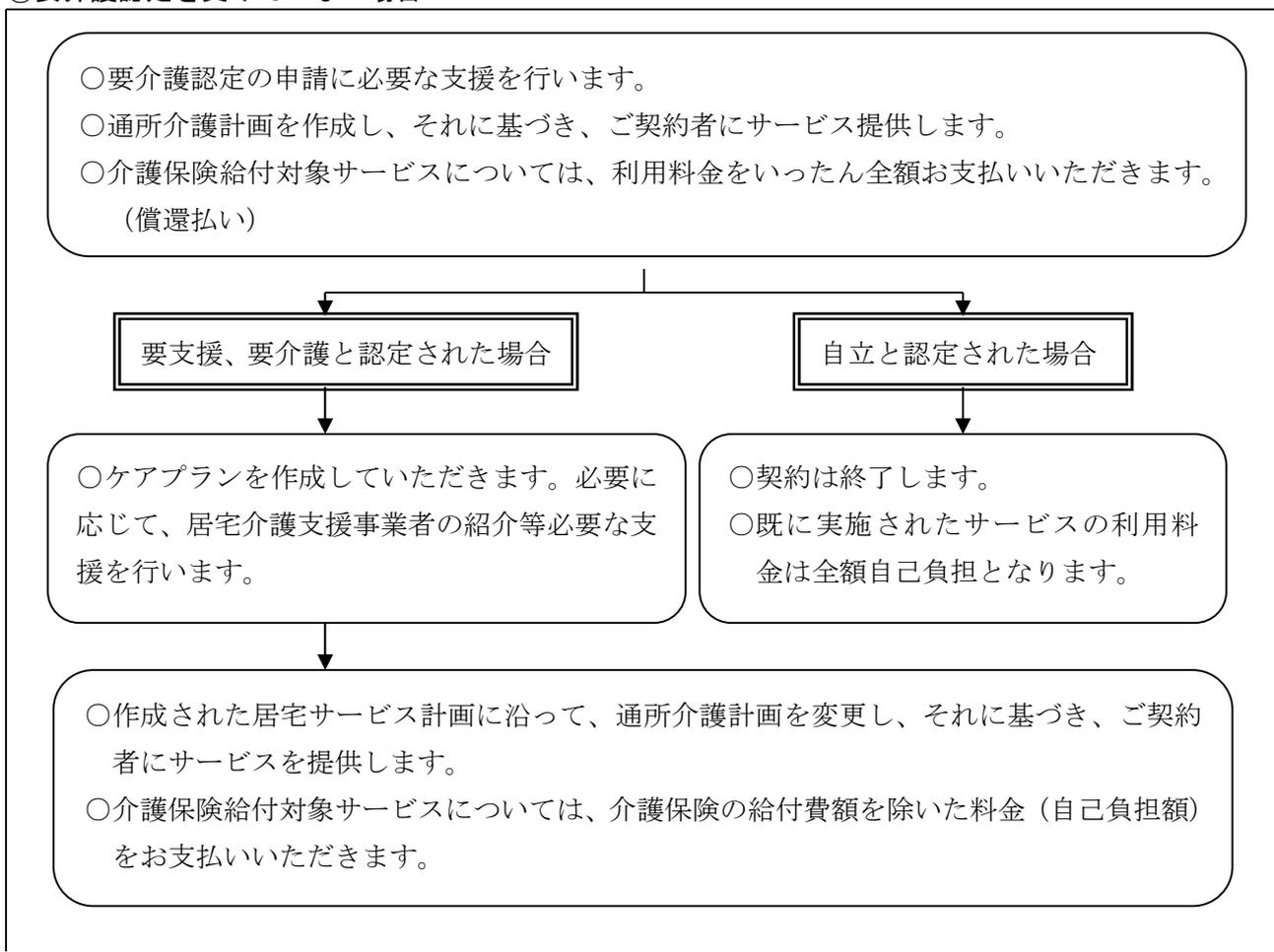


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

#### ①要介護認定を受けている場合



## ②要介護認定を受けていない場合



## (3) サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時間時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身の情報を提供します。  
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にてご契約者の同意を得ます。

### 3. サービスの利用に関する留意事項

#### (1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 11 条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途にしたがって利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払い頂く場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

#### (2) 喫煙

事業所内での喫煙はできません。

### 4. 損害賠償について（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況が斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 5. サービス利用をやめる場合

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 7 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 15 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑧事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

#### (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「ケアプラン」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけるおそれがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

## (2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 2 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## (3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。